

## 返戻金制度に関する事項

当社では、返戻金制度（当事業者の紹介により入社した求職者が入社後一定期間内に退職した場合に、当事業者が求人者から受領した手数料の一部を返金する制度）について下記の通り定めています。

なお、当返戻金制度については、求人者と当社間の有料職業紹介契約により、別の定めを設ける場合があります。

### 記

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還します。

- ① 入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%返金
- ② 入社後 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ③ 入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 20%返金

ただし、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しません。

以上

事業者名：株式会社ワイズブレイン

事業所名：ワイズブレイン人材紹介サービス

許可番号：27-ユ-304519